四　オペレーショナル・リスク相当額の算出において、三年以上の期間にわたり最終指定親会社等が収集した内部損失データが用いられていること。

五　内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ　内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに含まれるオペレーショナル・リスク損失の額及び回収額を業務区分ごとに、損失事象の種類に応じて配分した結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。

ロ　内部損失データには、最終指定親会社等のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ　ロの閾値は、百万円以下で最終指定親会社が定めた値とすること。

ニ　内部損失データは、各損失事象が発生した日付（発生した日付が不明な場合は発覚した日付とすることができる。）、当該損失事象についてのオペレーショナル・リスク損失の額、回収額及び発生要因に関する情報を含むこと。損失事象の発生要因に関する情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとすること。

ホ　情報システム部門その他の複数の業務区分に関係する特定の業務を集中的に行う部門におけるオペレーショナル・リスク損失のデータ及び複数の業務区分にまたがる活動におけるオペレーショナル・リスク損失のデータを業務区分に分類する基準並びに異なる時点に発生した相互に関連する複数の損失事象から発生したオペレーショナル・リスク損失のデータを損失事象の種類に応じて分類する際の基準を作成していること。

ヘ　信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）においてすべて特定されていること。

ト　マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク相当額の算出において反映されていること。

六　外部損失データには、オペレーショナル・リスク損失の額、損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を判断するために必要なその他の情報が含まれていること。また、外部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出のために使用する条件及び方法並びにそれらを決定するための手続が体系的に規定されており、かつ、当該規定が定期的に検証されていること。

七　シナリオ分析においては、損失額が大きい損失事象の発生が合理的に想定されていること。また、その結果については、実際のオペレーショナル・リスク損失との比較による検証が適切に行われていること。

八　オペレーショナル・リスクの計測手法に、業務環境及び内部統制要因を反映するに当たって、次に掲げる基準が満たされていること。

イ　各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響が可能な限り定量化されていること。

ロ　各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響を定量化する際には、各要因の変化に対するリスク感応度及び要因ごとの重要性が合理的に考慮されていること。また、業務活動の複雑化及び業務量の増加による潜在的なリスクの増大の可能性が適切に勘案されていること。

九　内部損失データ及び外部損失データの使用方法並びに業務環境及び内部統制要因の反映方法の適切性が検証されていること。

十　連結自己資本規制比率（第三条の算式により得られるものに限る。）が八パーセント以上であること。

4　先進的計測手法採用最終指定親会社は、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は四年以上の期間にわたり、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は五年以上の期間にわたり、最終指定親会社が収集した内部損失データに基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出しなければならない。

5　先進的計測手法採用最終指定親会社は、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条に定める事項を開示しなければならない。

（変更に係る届出）

第二百九十四条　先進的計測手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条第一項の承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　先進的計測手法採用最終指定親会社は、前項第三号の規定に基づく届出を行う場合には、当該先進的計測手法採用最終指定親会社が前条第一項の承認の基準を満たさない事項に関する改善計画又は前項第三号の事由が当該先進的計測手法採用最終指定親会社のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を当該届出とあわせて、速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百九十五条　金融庁長官は、前条第一項第三号に該当する場合であって、先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百九十条第一項の承認を取り消すことができる。

（先進的計測手法の適用範囲の原則）

第二百九十六条　先進的計測手法採用最終指定親会社は、すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法を用いなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用最終指定親会社は、先進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について、業務区分ごと又は法人単位ごとに基礎的手法又は粗利益配分手法を用いる旨を先進的計測手法実施計画において定めている場合は、その定めに従って先進的計測手法を用いることができる。ただし、先進的計測手法採用最終指定親会社は、先進的計測手法の使用を開始する時点において、オペレーショナル・リスク相当額の相当部分を先進的計測手法で算出していなければならない。

（部分適用の特例）

第二百九十七条　前条第一項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用最終指定親会社は、先進的計測手法実施計画に記載がある場合には、次に掲げる基準に適合するときに限り、業務区分又は法人単位の一部について先進的計測手法を用い、その他の業務区分又は法人単位については基礎的手法又は粗利益配分手法（業務区分の一部について先進的計測手法を用いない場合には、粗利益配分手法に限る。）を用いることができる。

一　すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法、基礎的手法又は粗利益配分手法のいずれかの手法によりオペレーショナル・リスク相当額が算出されていること。

二　先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は法人単位について、先進的計測手法を使用するための定性的基準を満たしており、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位が、第二百八十六条各号に掲げる基準を満たしていること。

三　先進的計測手法採用最終指定親会社が法人単位ごとに異なる手法を用いるときは、すべての重要な法人単位（異なる手法を適用することにより、算出されるオペレーショナル・リスク相当額が当該法人単位のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人単位及び当該法人単位の粗利益が先進的計測手法採用最終指定親会社の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める法人単位をいう。）について先進的計測手法を用いること。